

水振第 62-11 号
令和 3 年 7 月 8 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 3 管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲
可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項で準用する同条第 4 項の規定により、
農林水産大臣からまいわし太平洋系群の本県漁獲可能量の変更に係る通知があったことか
ら、同法第 16 条第 1 項の規定による知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第 5 項で
準用する同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 小川
Tel：019-629-5805
Fax：019-629-5824
E-mai：g-ogawa@pref.iwate.jp

(案)

令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源の漁獲可能量のうち、まいわし太平洋系群について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあ じの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまい わし太平洋系群 の採捕を行う全 ての水域	漁獲量の 総量	18,430 トン	970 トン (5%) を県 の留保とする
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさん まの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	2,090 トン	110 トン (5%) を県 の留保とする